

生徒心得

1 登下校について

- (1) 登下校の際は決められた通学路および通学方法を守る。また、近隣に対する迷惑行為をしない。
- (2) 0校時を受講する生徒を除き、登校時間は原則17時以降とする。0校時受講生徒は16時10分以降に直接授業教室に行く。
- (3) 放課後に部活動等の活動が無い場合は授業終了後直ちに下校する。部活動等の活動がある場合は21時45分までに下校する。
- (4) 授業開始時刻を過ぎてから授業を受ける際は、職員室で入室許可証を受け取ってから教室に入る。
- (5) 学校に遅刻・欠席する場合は事前に連絡する。
- (6) 始業時から終業時まで、無断で学校外に出ることはできない。やむを得ず早退する際も、担任に報告してから下校する。

2 授業・定期試験について

- (1) 授業開始までに授業に必要な用具を準備する。
- (2) 授業中は携帯電話・スマートフォンの使用は禁止する。
- (3) 授業中の飲食（ガムや飴も含む）は禁止する。
- (4) 定期試験における注意事項を守り、不正行為は行わない。

3 部活動について

- (1) 活動を行う場合は入部届けを提出する。また、一時的に（仮入部等で）活動する場合は顧問の了承を得てから行う。
- (2) 顧問の指示のもと、安全に配慮して活動する。顧問が不在の時は活動しない。守れない場合は該当生徒または部活動自体の活動はできない。
- (3) 試験期間中や特別時間割中の活動時間は原則21時までとする。

4 交通安全について

- (1) バイクや自動車を通学に使用してはならない。職場までバイクや自動車を使用する際は、自宅に置いてから登校する。
- (2) 友人等のバイクや自動車に同乗して登下校してはならない。ただし、保護者の送迎はこの限りではない。
- (3) 自転車を通学に使用する場合は、自転車損害賠償責任保険に加入した上で、自転車通学届を提出する。
- (4) 運転免許を取得する際は、事前に運転免許取得希望届を提出し、取得後は取得届を提出する。ただし、入学前に既に免許を取得している場合は入学後すぐに取得届を提出する。

5 喫煙行為について

- (1) 未成年者は学校の内外を問わず、喫煙行為は禁止されている。電子タバコ等も同様の扱いである。
- (2) 未成年者の喫煙具の所持も認めない。
- (3) 集団の中で喫煙行為が行われた場合、喫煙行為がなくてもその集団に同席してはいけない。その際は喫煙行為をやめさせるか、その場から離れる。
- (4) 成人者は学校生活に関わる範囲では未成年者と同様に(1)から(3)を守る。

6 飲酒行為について

- (1) 未成年者の飲酒は禁止されている。また、ノンアルコール飲料も同様とする。
- (2) 成人者は学校生活に関わる範囲では未成年者と同様に(1)を守る。

- 7 SNS・インターネットを使用する際は、誹謗中傷、個人情報の掲載、肖像権・著作権の侵害等、不適切な使用をしないように十分注意する。また、ネット犯罪に巻き込まれないように十分注意する。
- 8 すべての人が安心・安全に過ごすために、学校内外を問わず、暴力、窃盗・万引き、恐喝、破壊、落書き等の犯罪行為は行ってはいけない。また、授業の妨害行為や、教員の指導に従わない行為も行わない。
- 9 いじめを行ってはいけない。また、いじめをはやしたてたり傍観したりすることもしてはいけない。いじめに気付いた場合は、すみやかに教員に報告する。
- 10 学校には高額な現金や高価な物を持ってこない。貴重品は鍵のかかるロッカーで自己管理し、紛失や盗難に遭わないよう注意する。
- 11 保護者以外の部外者を学校内に立ち入らせたり、学校敷地近くに待たせたりしてはいけない。
- 12 土足で校舎内に入らない。黄色の上履きを着用する。また、体育館では指定の体育館履きを着用する。